

## 子ども・重度心身障がい者・ひとり親家庭・寡婦などの医療費助成制度のお知らせ

▷申請先/問い合わせ先＝国保年金課医療給付係(☎内線142)

### ■医療費受給者証の更新

現在使用している受給者証の有効期限は、7月31日までです。7月中に新しい受給者証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関で診察を受けるときは、新しい受給者証を提示してください。

有効期限経過後の受給者証は回収しませんので、速やかに破棄してください。

### ■医療費の助成

医療機関などで医療を受けた際の医療費の一部を、市が助成する制度があります。

対象となるのは右表に該当する人で、助成を受けるためには申請が必要です。

※前年の所得により該当しない場合もあります。

### ■子ども医療費助成の所得制限の撤廃

8月1日から、子ども医療費助成制度の所得制限が撤廃されます。新たに申請が必要な人は、すでに送付している申請書で手続きをしてください。※過去に申請し、現在所得制限により非該当

なっている人などは申請不要です。詳しくはホームページを確認ください。

### ■中学生の助成方法が変わります

8月1日から、中学生が医療機関などで診察を受けるときは、保険証と受給者証を提示することで、窓口での負担がなくなります。

### ○医療費助成事業の対象者

区分	対象となる人
子ども	0歳から18歳到達の年度末(高校卒業)までの人
重度心身障がい者	身体障害者手帳1・2級、障害基礎年金1級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級の人
ひとり親家庭	・ひとり親家庭の子とその父または母 ・父母のいない子 (子=0歳から18歳到達の年度末まで)
寡婦など	かつて配偶者のいない母(父)として20歳未満の子を扶養していた70歳未満の人

## 固定資産税の制度改正に関するお知らせ

▷問い合わせ先＝税務課資産税係(☎内線156、159)

近年、全国的に増加している所有者不明土地や空き家などについては、公共事業の推進や生活環境において様々な課題を生じています。

固定資産税の課税においても、所有者情報の円滑な把握などが課題となっていましたが、課税の公平性の観点などから、次のとおり制度が改正されましたのでお知らせします。

### ■現所有者の申告が必要です

毎年1月1日時点で、土地・家屋の所有者として、登記簿や市の台帳に登記・登録してある人は、固定資産税の納税義務者になります。納税義務者が亡くなったときは、その土地・家屋を現に所有している人(現所有者…通常は相続人)が納税義務者になり、市への申告が必要になります。

▷申告が必要な人＝令和2年6月23日以後に現所有者であることを知った人

▷申告期限＝次の①または②の翌日から3か月以内

①土地・家屋を相続したことを知った日

②土地・家屋を取得した後、登記名義人が亡くなったことを知った日

▷手続き方法＝申告期限内に申告書を税務課資産税係に提出ください。

※申告期限内に相続登記などの所有権移転登記をした場合は、申告は不要です。

※正当な理由がなく申告をしなかった場合は、10万円以下の過料を科すことがあります。

### ■令和3年度課税分から、固定資産の使用を所有者とみなす制度が始まります

調査の結果、固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合に、使用者を所有者とみなして固定資産税を課す制度が始まります。対象になる人には、事前に通知します。

※調査とは、住民票や戸籍などの公簿上の調査、または使用者と思われる人やその他関係者への質問などです。

## 7月は「愛の血液助け合い運動」月間です

▷問い合わせ先＝地域福祉課生活支援係(☎内線184)

血液は長期保存ができないため、年間を通じて安定的な確保が必要です。

毎年夏の時期は、夏季休暇などで献血者が減少しがちなため、7月1日から31日まで全国一斉に「愛の血液助け合い運動」を展開しています。

### ■運動期間中の全血献血日程

期 日	町 別	受付時間	会 場
7月15日 (水)	盛町	9:30～ 12:00	大船渡警察署
	日頃市町	14:00～ 16:30	龍振鋳業株式会社

献血は、命を助ける身近なボランティアです。運動期間中、下表のとおり市内2カ所まで全血献血を実施しますので、皆様のご協力をお願いいたします。

■献血ルーム(もりおか献血ルームmerci)  
※土日祝日は、昼時間も中断せず献血を実施しています。

区 分	受付時間	所在地/問い合わせ先
全血献血	10:00～12:45 14:00～17:45	盛岡市大通2-3-7 CT33ビル4階(☎019-653-6511)
成分献血	10:00～12:00 14:00～17:00	※成分献血の予約・問い合わせは☎0120-133-343

## 第70回社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

▷問い合わせ先＝第70回「社会を明るくする運動」大船渡市実施委員会事務局【地域福祉課福祉推進係(☎内線182)】

「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

第70回となる本年の運動は、次の2つを行動目標に掲げて取り組んでいます。

- (1)犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- (2)犯罪や非行をした人たちが再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

ないよう、その立ち直りを支えること

### ■7・8月は強化月間です

実施委員会は、7月と8月の2カ月間を強化月間とし、啓発活動などを実施する予定です。

罪を犯した人や非行に走った少年たちの更生を促す場は、地域社会にほかなりません。

そして、更生を実効あるものとするためには、本人の意欲と併せて、取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。地域に理解と協力の輪を広げましょう。

## 乳がん検診実施のお知らせ

▷問い合わせ先＝健康推進課成人保健係(☎①1581)

▷対象＝40歳以上の女性で、令和3年3月31日までに偶数年齢になる人

▷日程＝7月27日(月)～8月19日(水)のうち12日間

▷受付時間＝午前9時～10時30分、午後1時～2時30分(感染予防対策のため予約制とします)

※予約の受付開始は7月13日(月)9時からです。(受付時間は、平日午前9時～午後5時まで)

▷検診内容＝問診、マンモグラフィー

▷検診料＝40～64歳の方は2,000円、65歳以上の方は1,500円

▷持ち物＝検診料および乳がん検診受診通知書  
▷その他

・受診通知書は、過去4年間に1回以上検診を受診した偶数年齢の人や、節目年齢の人に送付しています。通知書が届かない人で検診を希望する場合は問い合わせください。

・詳しくは通知書を確認ください。

・新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、延期する場合があります。

・マスクの着用や体調不良の場合は受診を控えるなど、感染予防への協力をお願いします。